

国際私法学会理事会議事録

日時：2020年9月29日～10月6日

場所・方法：電子メールによる理事会

出席者：

理事：織田有基子、神前 穎、北澤安紀、国友明彦、河野俊行、佐野寛、嶋拓哉、
高杉 直、出口耕自、道垣内正人、長田真里、中西康、中野俊一郎、西谷祐子、
野村美明、早川眞一郎、林 貴美、横溝 大(以上、18名)

監事：青木清、岡野祐子(以上、2名)

議事録作成補助のため、理事長補佐（竹下啓介）が陪席。

【審議事項】

1. 2020年度総会の招集の件

次のとおり、2020年度総会を招集することについて、異議なく承認された。

- (1) 日時：2020年11月1日(日)17:00 開始
- (2) 場所：道垣内理事長の自宅(出席会員には個別に住所を通知します。)
- (3) 招集方法：会員宛のemailによる。

出欠通知・委任状の提出については、Google Form を用いる。

(4) 議題

- (a) 新入会員の承認
- (b) 2019年度事業報告・決算の承認
- (c) 2020年度事業計画・予算の承認
- (d) 定款一部改正：定款18条2項の2として次の規定を追加する。

「理事長が決議対象事項の提案を会員に通知し、賛否の意思表示をした会員の議決権の3分の2の賛成がある場合には、その事項は総会において可決されたものとみなす。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項については、賛否の意思表示をした会員の議決権の4分の3の賛成がある場合にのみ、可決されたものとみなす。」

- (e) 会員管理事務の学会支援機構への委託

- (f) その他

2. 会費徴収における手数料の会員負担の件

2020年度からは、会費徴収における手数料は会員負担とすることについて、異議なく承認された。また、次のとおり、国際私法学会会費規則第4条を改正することについても、異議なく承認された。

(現行の国際私法学会会費規則第4条)

- 「1. 会員は、原則として、事務局が送付する郵便振替用紙を用いて会費を納入するものとする。ただし、本会への入会に際しての初年度の会費の納入については、別に定める国際私法学会入会手続規則の定めるところに従う
2. 会員は、特別の事情がある場合には、指定された銀行口座への振込みにより、又はその他の理事長が認める方法により、会費を納入することができる。振込先の銀行口座の情報、その他の方法は本会のホームページその他適切な方法により会員に告知するものとする。
3. 前項の規定により、銀行口座への振込みを選択する会員は、その振込手数料を自己負担し、その他の理事長が認める方法を選択する会員は、理事長が個別に定める額を会費に加えて納入するものとする。」

(改正後の国際私法学会会費規則第4条)

「会員は、理事長が指定する方法により会費を納入するものとする。会費納入に係る費用は会員の負担とする。」

【報告事項】

1. 2020年度研究大会開催の件

2020年度研究大会について、2020年12月19日(土)・20日(日)にオンライン開催されることにつき、報告された。

2. 2021年度研究大会開催の件

2021年度研究大会について、2021年6月12日(土)・13日(日)に「ウインクあいち」(名古屋)で開催する方向で検討する(ただし、コロナ禍の状況によってはオンライン開催とすることを検討する)ことについて、報告された。

以上のとおり、間違いありません。

2020年 10月 7日

議事録作成者（理事長）

三浦内正人

議事録署名人

横井 大